

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十号

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則（平成十八年佐賀県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「に隣接する」を「以外の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立中学校の通学区域に関する規則附則第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に佐賀県立中学校に入学する者から適用する。